

令和6年度

いじめ防止基本方針



令和6年4月1日改訂

柏市立西原中学校

いじめ防止対策委員会 基本方針

1. 基本理念

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- (2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
- (3) いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
- (4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。
- (5) いじめや不登校、暴力行為、虐待などの様々な問題に対してスクールソーシャルワーカーと連携し、生徒が置かれた環境への働きかけや、児童相談所等の関係機関との連携・調整を行う。

2. 生徒の責務

- (1) 全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
- (2) 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
- (3) 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

3. 学校及び教職員の責務

- (1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
- (2) 学校及び学校の教職員は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。
- (3) SOSの出し方に関する教育の推進を学級活動や道徳等の学習と関連させながら図らなければならない。生徒が悩みを抱えたときに助けを求めることの教育は、校長講話や学級指導、相談窓口一覧の配付等で毎年度実施しなければならない。

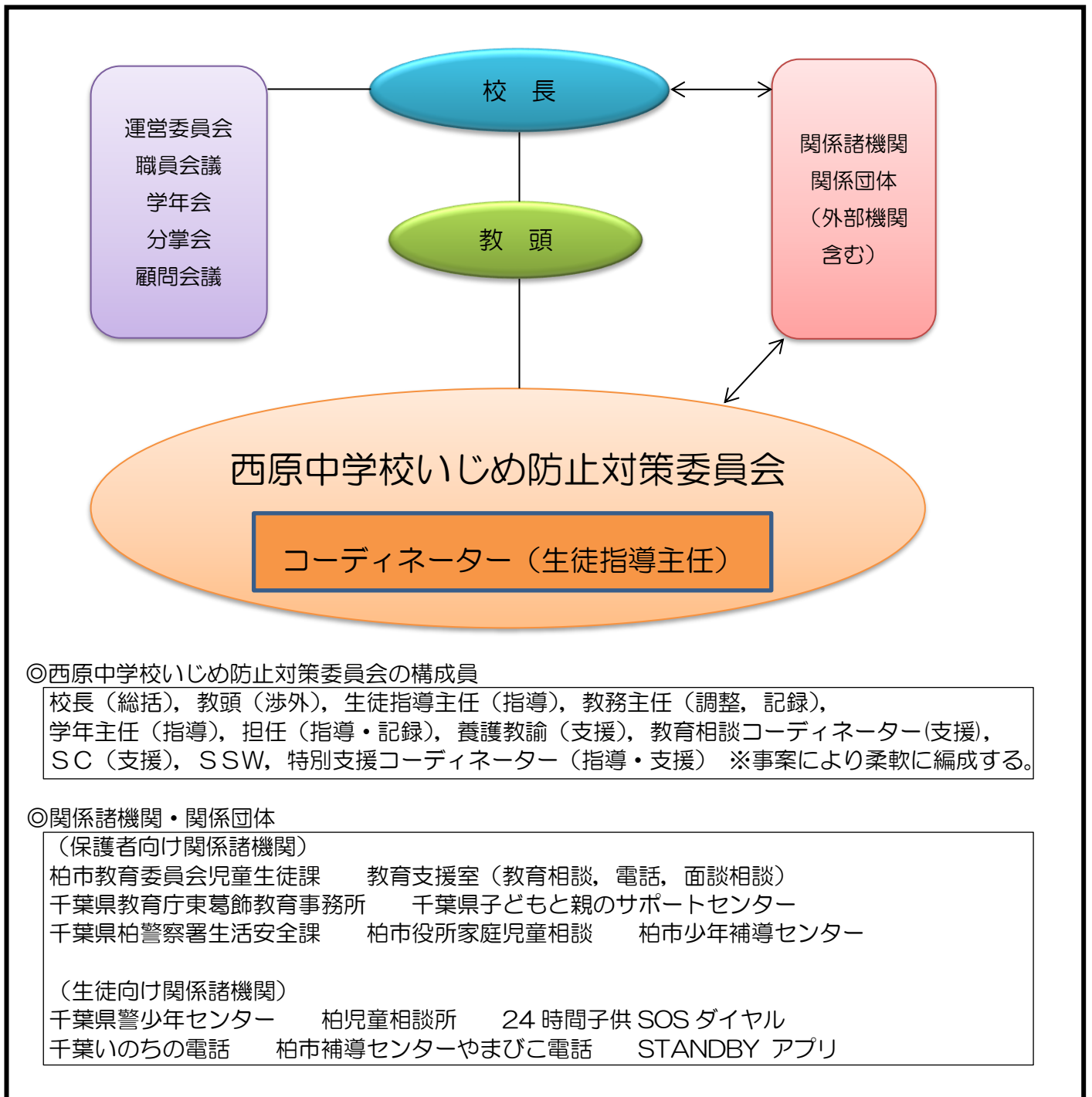
4. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

5. 校内組織

柏市立西原中学校 いじめ防止対策委員会 組織図

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置



◎西原中学校いじめ防止対策委員会の構成員

校長（総括）、教頭（渉外）、生徒指導主任（指導）、教務主任（調整、記録）、学年主任（指導）、担任（指導・記録）、養護教諭（支援）、教育相談コーディネーター（支援）、SC（支援）、SSW、特別支援コーディネーター（指導・支援） ※事案により柔軟に編成する。

◎関係諸機関・関係団体

（保護者向け関係諸機関）
柏市教育委員会児童生徒課 教育支援室（教育相談、電話、面談相談）
千葉県教育庁東葛飾教育事務所 千葉県子どもと親のサポートセンター
千葉県柏警察署生活安全課 柏市役所家庭児童相談 柏市少年補導センター

（生徒向け関係諸機関）
千葉県警少年センター 柏児童相談所 24時間子供 SOS ダイヤル
千葉いのちの電話 柏市補導センターやまびこ電話 STANDBY アプリ

＜関係機関一覧＞ ※事案によっては、下記関係機関以外との連携を検討する。

関係機関名	連絡先電話番号
柏市教育委員会児童生徒課	04-7191-7210
柏市少年補導センター	04-7164-7571
柏市役所家庭児童相談	04-7167-1458
柏警察生活安全課	04-7148-0110
柏児童相談所	04-7131-7175
柏児童相談所柏末広支所	04-7147-5455
千葉県警東葛地区少年センター	04-7162-7867
千葉県こどもと親のサポートセンター	0120-415-446

＜いじめの未然防止＞

(1) 教育相談活動を強化し、生徒理解といじめ未然防止に努める。

①自己指導能力の獲得を生かしたわかる授業の実施（学力と生徒指導は相関関係にある）

※自己指導能力とは①「自己存在感を感受できる」、②「共感的な人間関係がある」、

③「自己決定の場がある」、④「安全・安心な風土の醸成がある」ことを言う。

これは、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感させることである。

②生徒が落ち着いて学習に取り組めるよう授業規律の確立

・2分前着席、授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聞き方等授業ルールの指導・徹底

③学級活動・道徳の充実

・「話し合い活動」の充実、リーダーの育成、道徳の時間を中心に生徒の心の耕す

＜いじめの早期発見＞

(1) 長欠指導の充実（解消・防止に努める。）

①定期的なアンケート調査

・生活（いじめ）アンケートの実施（毎月）及び5年間保存

②教育相談

・教育相談の実施（6月，11月） ・保護者との面談実施（8月，11月）

③家庭連絡の徹底

欠席した生徒には、電話連絡をし、**2日以上欠席した生徒は家庭訪問**をしてコンタクトをとる。また累計7日以上の子供については、長欠担当もしくは校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任に必ず連絡し助言を仰ぐ。（主任会、生徒指導部会等を通して）

④関係機関との連携を強め、長欠対策の一層の推進を図る。（スクールカウンセラー等を含む。）

(2) 教育相談の充実「生徒指導は生徒理解に始まり生徒理解に終わる。」

①生徒理解、生徒と教師の親密度を深め、悩みや問題の解決を援助する。

②問題を抱える生徒の早期発見・早期指導をねらいとして行う。

<いじめの早期対応>

(1) いじめが発生した場合の措置について

いじめが発生した場合は、学年職員で事実確認し、対策委員会に報告させ、対策委員会でまず被害生徒の心のケアにあたる。同時に加害生徒の指導を行う。必要があれば外部機関に相談する。また、このような事実を傍観者にも伝え、指導を行う。このことを更に、学級・学年で共有し、再発防止に努める。

<重大事態への対応について>

重大事態については、緊急の対策委員会を開催して、事実の確認を行う。校長若しくは教頭、生徒指導主任がすぐに関係機関へ報告・連絡をする。

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態と定義されている。(いじめ防止対策推進法第28条第1項)

- ① 児童生徒が自殺を企画した場合
- ② 心身に重大な被害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合
- ⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

<重大事態の対処>

- ① 重大事態が発生した旨を、教育委員会児童生徒課へ速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果を、教育委員会児童生徒課へ報告する。
- ⑥ 重大ないじめ事案や生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに関係機関に支援を要請する。

※以下、フローチャートを参考に迅速に対応する。

《重大事態が発生した場合の対応》

必要に応じて警察
等関係機関にため
らわず通報する

重大事態の発生

発見者⇒担任⇒学年主任⇒生徒指導主任⇒教頭⇒校長(関係機関へ連絡)

教育委員会児童生徒課⇒教育長⇒市長⇒教育委員会児童生徒課

※順序を示しているが、緊急時には臨機応変に対応する。

緊急対応会議

- 学校設置者の指導・助言のもと、調査組織を設置する。
- 会議には必要に応じて専門的知識、経験を有する第三者の参加を図る。

柏市教育委員会児童生徒課
04-7191-7210
柏警察署
04-7148-0110

事実関係の調査

- 公平性、中立性の確保に努め、事実の調査にあたる。
- 調査主体に不都合なことがあったとしても、客観的に可能な限り事実を明確にする。

**学校以外の機関が調査を行う場
合、資料提出、調査に協力する。**

[いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合]

いじめられた生徒から十分に聞き取る。在籍生徒や教職員に対し、質問紙調査や聞き取り調査を行う。いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを優先した方法で実施する。

[いじめられた生徒からの聴き取りが困難な場合]

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。調査にあたっては被害生徒、保護者の心情やプライバシーに十分配慮する。

適切な情報の提供

- いじめを受けた生徒、保護者に適時・適切な方法で経過を報告する。
- 個人情報に十分注意し、情報を共有する。その際、該当生徒、保護者への了解を得る。

調査結果の報告

- 学校設置者に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し、実行する。
- 一報後、改めて、文章により報告する。

<具体的な活動・年間計画>

(Ⅰ) 基本的な生活習慣の定着の指導

- ・ 「教師の1日の流れ」を全職員に確認した上で、生徒に指導を行う。
- ・ 挨拶運動・挨拶・遅刻・服装の指導
- ・ 週ごとに指導の重点を決めて全職員で声かけ
- ・ 時間を守る指導（我々も余裕を持って行動）
- ・ 週ごとに「指導の重点項目」を一つ決めてみんなで声をかける。
- ・ 普段から生徒1人1人との会話を大切にし、何でも話し合える関係を構築する。

(Ⅱ) 具体的な年間計画

(1) 定期的な報告会議

毎月行う運営委員会・職員会議で行う。毎週、各学年の生徒指導担当が、該当学年の生徒指導報告書を作成し、全職員に配布する。

(2) 生活アンケート（いじめを含む）

毎月1回行う。緊急を要する場合はその都度行う。5年間保管。

(3) 教育相談

5月（個別面談）、6・7月（保護者面談・三者面談）、11月（三者面談）を毎年実施し、その他必要であれば随時行う。

(4) 職員研修の実施

学期末に必ず、テーマ別の協議、協議に基づく報告、発表を行う。

(5) 保護者会の実施

年度始め、学期末に行われる保護者会の時に、現在の学校の状況を説明する。
（年度始めについては、必ずいじめ対策防止委員会の趣旨などを説明する。

(Ⅲ) 相談窓口

基本的には、各学級の担任が行う。各学年主任、生徒指導担当が集約し、主任に報告する。

(Ⅳ) 情報収集と記録

該当生徒からの情報収集は、慎重に行う。担任と学年職員で行う。1対1にならないように配慮する。（被害生徒においては、養護教諭・スクールカウンセラーも入る）

(Ⅴ) インターネットを通じたいじめを防止するために、携帯電話・パソコン安全集会を実施する。（生徒、保護者に向けて）

(Ⅵ) サイバーパトロールを適宜実施する。（Twitter、インスタグラムなど）

(その他)

○臨機応変に対応できるように、各学年の生徒指導担当は、毎日各学年の様子を記録し、必要な場合は即日に、急を要しない場合は毎週末に、全職員に配布し、周知する。それを行うことによって、全職員が生徒の実態を把握する。

○学校いじめ防止基本方針を公表する

学校ホームページなどに公表し、必要に応じて対策委員会から、近況などを発信する。

(いじめ防止対策委員会基本方針点検項目)

- 方針について教職員、生徒等から幅広く意見を聴取できたか
- 学校の基本理念、姿勢、いじめの定義を全職員で共通理解できたか
- 実態に合った組織が定められているか
- 生徒、保護者への啓発活動は十分であったか
- 教職員の適切な言動について確認が行われたか
- 授業について自己有用観を高めるものであるか点検、改善できたか
- いじめ防止に関わる年間計画は適正であるか
- 生徒の自発的な活動が行われているか
- いじめを早期発見するための取り組みは十分であるか
- いじめ防止に関わる内容について保護者との連絡体制は十分か
- いじめの相談窓口について周知が十分にできたか
- 「はなす勇氣」について十分に指導できたか
- いじめが発覚した場合の対応について教職員の協議や認識は十分か
- いじめ発生時の対応の手順は適正であるか
- いじめ被害者に対するケアは組織的に行える体制となっているか
- いじめ加害者に対する指導の方針は適正であるか
- いじめをはやし立てた「聴衆」に対する指導の方針は適正であるか
- 重大事態発生時の対応について学校の方針が国の定めている内容に沿っているか
- 重大事態への対応の手順は適正であるか
- ホームページでの公表は最新のものを提示しているか
- いじめ問題に関しての取り組みについて生徒、保護者の評価が反映されているか
- いじめに関しての調査や分析は十分であるか
- 点検項目は適正であるか
- 学校いじめ防止基本方針の見直しについてすべての項目を確認できたか